

保育所・認定こども園の入園申し込みを

12月2日(月)から受け付けます

入園中の児童で、来年度引き続き入園を希望する場合も申し込みが必要です。

問合せ

子育て支援課 Tel 89・2946
地域局市民福祉課

Tel 73・5500

対象児童

保育所：保護者が仕事などにより家庭で保育できない児童
認定こども園

・保護者が仕事などにより家庭で保育できない児童（保育所機能）
・満3歳以上の児童（幼稚園機能）

申込書など

入園案内や申込書は子育て支援課、地域局市民福祉課、各施設などに備えています。市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 受付場所

12月2日(月)～27日(金)

第1希望が保育所 第1希望が認定こども園

第1希望の認定こども園

【認定こども園】

上段：保育所機能
下段：幼稚園機能

施設名	対象年齢	開所時間
愛慈幼稚園 (清助町) Tel 54-4050	満3歳～5歳 満3歳～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00
さかき幼稚園 (字田子向) Tel 52-0814	満3歳～5歳 満3歳～5歳	7:00～19:00 9:00～14:00
淳城幼稚園・ ていじょう保育園 (柳町) Tel 52-4136	生後2カ月～5歳 満3歳～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00
能代南幼稚園 南ベビー保育園 (中和2丁目) Tel 52-5854	生後2カ月～5歳 満3歳～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00
能代カトリック こども園 (景林町) Tel 52-2756	生後2カ月～5歳 満3歳～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00
東能代幼稚園・ 保育園 (字中関) Tel 58-2102	生後2カ月～5歳 満3歳～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00

【保育所】



施設名	対象年齢	開所時間
第一保育所（上町） Tel 52-2610	生後2カ月～5歳	7:00～19:00
ニツ井子ども園（字下野川端） Tel 73-2620		
きみまち子ども園（荷上場） Tel 73-5455		
能代感恩講保育所（若松町） Tel 52-7432		
轟保育園（字轟） Tel 59-2342		
すぎ保育園（花園町） Tel 52-0661		
まつばら保育園（松美町） Tel 52-2713		
さんさん保育園（向能代） Tel 52-5513	生後2カ月～2歳	7:00～20:00
つばめの森保育園（字臥竜山） Tel 55-2533		
さかき保育園（字田子向） Tel 52-0814		
あいじほいくえん（落合） Tel 52-2131	生後6週～2歳	7:00～19:00

受付期間内に申し込みした児童の選考結果は2月下旬にお知らせします。

いざという時のために

成年後見制度が暮らしを守ります



認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理、施設入所に関する契約などが難しい場合があります。このように判断能力の十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

Q 成年後見人（成年後見人・保佐人・補助人などの役割は？

A 本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子などを考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護サービスの契約の締結や医療費の支払いなどを行ったりします。

Q 成年後見人には、どのような人が選ばれるの？

A 成年後見人は家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家や福祉関係の法人が選ばれる場合もあります。

Q 成年後見制度にある「法定後見制度」と「任意後見制度」の違いは？

A 法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人を選任し、その権限も基本的に法律で定められています。

任意後見制度では、現在は判断能力の十分にある人が、認知症などで判断能力が十分になつた時に備えて、任意後見人となる人やその権限を自分で決めておくことができます。

Q 法定後見制度を利用する場合、申し立てに必要な費用は？

A 申し立て手数料（収入印紙）は800円、登記手数料（収入印紙）は2600円です。その他、申し立てに必要な戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これらを手入するための費用も別途かかります。必要な書類については、申し立てされる家庭裁判所にご確認ください。

相談先

権利擁護センター（能代市社会福祉協議会）
Tel 89・6000

※各地域包括支援センターでも受け付けています。